

履 修 要 項

1. 教育課程

(1) 教育課程の概要

大学院体育学研究科博士後期課程体育学専攻においては、共通科目（共通領域）及び専門科目（スポーツ総合科学領域、スポーツ文化・社会科学領域、スポーツ生命科学領域）に区分して教育課程を編成している。

また、平成19年4月から独立行政法人日本スポーツ振興センターの国立スポーツ科学センターとの連携大学院、並びに平成26年4月から熊本大学及び鹿児島大学、平成30年4月から宮崎大学、令和5年9月から福岡県立大学との連携大学院を締結し、それぞれの連携大学院の特色を活かした論文指導や授業を実施している。

(2) 修業年限及び在学年限

大学院体育学研究科博士後期課程体育学専攻の標準修業年限は3年とする。

ただし、職業を持っている等の理由で長期履修を許可された者を除く。

また、6年を超えて在学することはできない。

なお、休学期間は修業年限及び在学年限には算入されない。

(3) 授業科目の区分及び内容

授業科目は、大学院体育学研究科博士後期課程体育学専攻の趣旨・目的にそった教育研究を行うため、次のとおりに区分して開設する。

科目	科目群	領域	内 容
共通	共通科目	共通	体育学分野の異なる専門領域の観点から、独創性のある研究テーマを解明するための研究手法、研究方法を学び、研究デザインを確立し、博士学位論文としてまとめる科目。
専門	専門科目	スポーツ総合科学	スポーツ・武道及び体育・健康づくりの実践的側面に関する研究方法を深めるとともに、最新の研究動向や知見、研究成果を活用し、学際領域における統合的研究を遂行する上で必要な研究能力を高めるための科目。
		スポーツ文化・社会科学	スポーツ・武道及び体育・健康づくりの文化的及び社会科学的側面に関する研究方法を深めるとともに、最新の研究動向や知見、研究成果を活用し、学際領域における統合的研究を遂行する上で必要な研究能力を高めるための科目。
		スポーツ生命科学	スポーツ・身体活動への生体応答メカニズムに関する研究方法を深めるとともに、最新の研究動向や知見、研究成果を活用し、学際領域における統合的研究を遂行する上で必要な研究能力を高めるための科目。

(4) 授業科目及び単位等

開設授業科目、単位及び授業担当教員等は、「令和7年度開設授業科目及び授業担当教員一覧」のとおりである。また、授業内容（シラバス）については、公式ホームページの授業科目ページのシラバスを参照すること。



(5) 教育上主要と認める授業科目

博士後期課程体育学専攻において、教育上主要と認める授業科目は、開設授業科目のうち必修科目とする。

(6) 学期及び授業期間

学年を次の2つの学期に区分し、各授業科目は学期ごとに完結するよう開講されている。

学 期	期 間
前 期	4月1日～9月30日
後 期	10月1日～3月31日

(7) 授業時間

授業時間の区分は、次のとおりである。

なお、下記時間の他に、授業担当教員及び指導教員の指示する時間帯に授業を行うこともある。

時 限	開始時間	～	終了時間
第1時限	8時30分	～	10時00分
第2時限	10時10分	～	11時40分
第3時限	12時40分	～	14時10分
第4時限	14時20分	～	15時50分
第5時限	16時00分	～	17時30分
※ 第6時限	18時30分	～	20時00分
※ 第7時限	20時10分	～	21時40分

※ 社会人から事前に申請があった場合に限り、大学院設置基準第14条に定める「教育方法の特例」により夜間開講された授業を受講可能。さらに申し出があった場合には、授業担当教員との打合せにより、特定の曜日（土・日等）及び夏期・冬期休業期間に授業を行うこともある。

(8) 授業の方法

授業の方法は、講義、演習の方法で行う。

なお本学は、国立スポーツ科学センターとの連携大学院、並びに熊本大学、鹿児島大学、宮崎大学及び福岡県立大学との連携大学院を開設し、授業を行っている。各連携大学院の開講科目は、「令和7年度開設授業科目及び授業担当教員一覧」を参照すること。

(9) 単位及び履修時間

単位の計算方法は、本学では次の基準による。

1) 本学の授業時間は1コマ90分をもって2時間とみなす。

2) 1単位の修得には、45時間の学修を必要とする。

・講義及び演習については、15時間の授業（試験は含まない）と30時間の自主学習の合計45時間をもって1単位とする。

1単位＝【1コマ（2時間）×7.5回＝15時間】＋【自主学習30時間】

2単位＝【1コマ（2時間）×15回＝30時間】＋【自主学習60時間】

・コープ特殊研究・実習については、15時間の演習及び30時間の実習並びに45時間の自主学習（演習分30時間、実習分15時間）をもって2単位とする。

※実際の授業回数は試験を含み、8回とする。

(10) 授業時間割

授業時間割は、年度当初に定め掲示等により周知する。

(11) 長期履修学生制度について

本学研究科には、長期履修学生制度があり、これは、職業を有している等の事情により、標準修業年限（3年）で修了することが困難な大学院生が、標準修業年限を超えて一定の期間（4年、5年又は6年）にわたり、計画的に教育課程を履修し課程を修了することをあらかじめ申請し、審査の上、許可されるものである。

なお、長期履修学生の授業料年額は、一般学生が標準修業年限（3年）在学した場合の授業料総額を長期履修学生として許可された修業年数（4年、5年又は6年）で分割した額となる。

ただし、許可された就業年数を超えて留年した場合は、留年分の授業料は一般学生と同額となる。

また、一般学生と同様に在学中に授業料が改定される場合がある。

申請手続期間：原則として、入学手続時又は、入学後1年以内とする。

ただし、やむを得ない事情により入学後1年を超えて長期履修が必要となった場合は、研究科教務委員会で審議のうえ、学長が認めた場合は許可されることがある。

なお、入学後（在学中）の申請は、収容定員を超えている場合には、許可されないことがある。

※「長期にわたる教育課程の履修に関する規程」参照

(12) アクセシビリティ

鹿屋体育大学では、全ての学生が平等に教育を受ける機会を確保するため、修学の妨げと成り得る社会的障壁の除去及び合理的配慮の提供に取り組んでいます。授業における合理的配慮等のサポートについては、「学生支援室」にご相談ください。

学生支援室 連絡先

(TEL) 0994-46-4881

(E-Mail) g-support@nifs-k.ac.jp

2. 履修方法及び手続き

(1) 指導教員及び副指導教員（１年次）

学生は、入学試験に際して提出した「研究テーマ」及び「研究計画」に基づき、研究指導担当教員に指導教員の依頼をすること。学生は指導教員と十分に相談の上、学際領域の開拓可能な研究科担当教員に副指導教員（２名）の依頼をすること。学生は、了承を得て「指導教員・副指導教員願」を別に定める日（学年暦で定める日）までに、教務課担当係へ提出すること。

なお、副指導教員の決定に際しては、「体育学研究科博士後期課程体育学専攻担当教員名簿」及び「研究領域等一覧」を参照すること。（副指導教員を担当できるのは担当教員名簿の「研究指導担当教員」及び「授業担当教員」の一覧に記載の者である。）

(2) 論文主題・研究計画書の提出（１年次４月末）

指導教員と副指導教員が決定したら、「論文主題・研究計画書」（博士論文の主題の決定と研究計画書の作成）を指導教員及び副指導教員と相談の上、別に定める日（学年暦で定める日）までに、教務課担当係へ提出すること。

※「鹿屋体育大学大学院体育学研究科履修規程第３条」参照

(3) 博士論文作成計画書の提出（２・３年次４月末）

「統合研究セミナー」によって指導教員及び副指導教員と検討した研究テーマを解明するため、「博士論文作成計画書」を指導教員及び副指導教員と相談の上、別に定める日（学年暦で定める日）までに、教務課担当係へ提出すること。

また、３年次において博士論文等に変更が生じた場合、別に定める日までに再度提出することが出来る。

※「鹿屋体育大学大学院体育学研究科履修規程第３条」及び「鹿屋体育大学博士論文の提出条件に関する申合せ」参照

(4) 履修方法

授業科目の履修にあたっては、指導教員の指導を十分に受け、「令和７年度開設授業科目及び授業担当教員一覧」及び別途配付の時間割を参照の上、年次ごとに研究内容等に沿った履修計画を立てること。

なお、課程修了に必要な最低修得単位数は１０単位とし、かつ、次の要件を満たすこと。

- ① 共通領域の「統合研究セミナー」２単位（３年間）を必修科目とし、必ず修得すること（詳細は、シラバスを参照のこと）。
- ② 選択科目の中から８単位を修得すること。

ただし、本学大学院体育学研究科修士課程体育学専攻修了者以外の者に対して、指導教員が必要に応じて、大学院体育学研究科修士課程体育学専攻で開設する授業科目を別に履修させることがある。

必修科目	選択科目	合 計
２単位（１科目）	８単位（４科目）	１０単位

(5) 履修科目の登録

履修しようとする授業科目については、学年の初めに履修計画等について十分に指導教員等と相談の上決定し、次により履修登録を行うこと。

なお、この履修登録の手続きを怠ると、当該授業科目を履修する意志がないものとして扱うので、十分注意すること。

1) 下記の期間内に手続きを行うこと。

① 履修登録期間

各学期初めの履修登録期間に、授業時間割に基づき当該年度内に履修しようとするすべての授業科目（後期開講科目、集中講義科目及び学外実習を含む。）について履修登録を行うこと。なお、後期の履修登録期間には、後期開講科目のみ登録できる。

② 履修登録変更期間

履修登録後に変更が生じた場合は、各学期にある履修登録変更期間に、履修登録した授業科目の変更を行うこと。ただし、後期の履修登録変更期間には、後期開講科目のみ変更できる。（前期開講科目及び通年開講科目の変更はできない。）

※ 具体的な日程については、表紙裏の「令和7年度学年暦」を参照すること。

2) 手続きは、次のとおりとする。

① 学内のパソコンからWebのシステムである「教務システム」へログインの上、授業科目を選択、登録を行う。

② パソコンによる履修登録後、「履修登録確認表」をプリントアウトし、STA・TA・TFの担当時間の記入及び指導教員の確認を受け、担当係へ提出する。

※やむを得ない事情により教務システムから履修登録ができない場合は、「履修登録表」を提出すること。

3) 留意事項

① 既に修得した科目については、再度履修登録することはできない。

② 同一時間帯に開講される科目は、重複して履修登録することはできない。

3. 試験及び単位の認定

(1) 試験

試験は、筆記又は口述その他の方法で、原則として毎学期末に行う。

なお、試験の期日等は事前に担当教員より周知する。

(2) 成績の評価及び単位の認定

成績の評価は、担当教員が試験結果及び履修状況を総合して判定し、次のとおりS、A、B、C及びDの5段階に分けて評価を行う。評価S～Cについて、所定の単位を認定する。

なお、成績は、各学期の終了後に通知する。

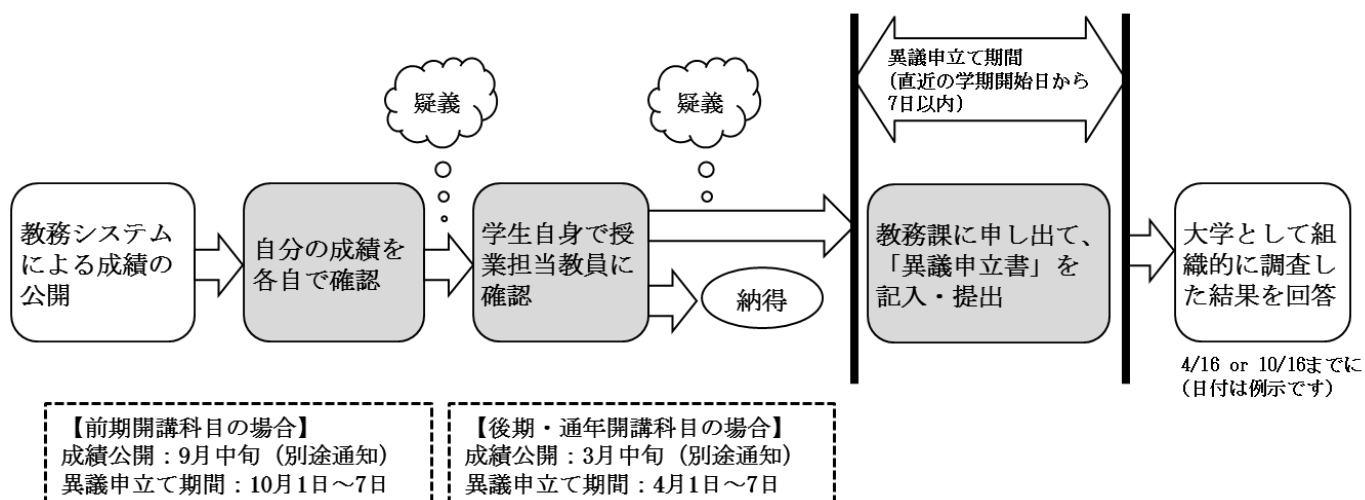
評語	評点	評価基準	摘要
S	90 ～ 100点	到達目標を理想的なレベルで達成し、より高度な内容を自主的な学修で身につけている。	合格とし、単位を認定する。
A	80 ～ 89点	到達目標を理想的なレベルで達成している。	
B	70 ～ 79点	到達目標を標準的なレベルで達成している。	
C	60 ～ 69点	到達目標を最低限のレベルで達成している。	
D	59点以下	到達目標を達成できていない。	不合格とし、単位を認定しない。
K	履修放棄		履修登録がなかったものとして取扱うが、年間に履修登録した単位数には含める

(3) 成績評価について疑義があった場合の異議申立てについて

厳格な定期試験等の成績評価を担保するため、成績評価に疑義があった場合、成績等への異議申立てを行うことができる。申合せの概要については、以下のとおり。

- ① 公開された成績を確認し、疑問がある場合、まずは、授業担当教員に直接確認を行うこと。（非常勤講師が担当する科目の場合は、教務課へ申し出ること。）
- ② 上記①の結果、得られた回答に疑義が残る場合は、直近の学期開始日から7日以内に教務課に申し出て、「異議申立書」を提出することができる。（※①の確認を行わないと「異議申立書」の提出はできない。）
- ③ 提出された「異議申立書」については、組織的に内容を調査し、異議申立て期限日から10日以内に本人あてに回答を行う。なお、10日以内に回答できない場合は、回答できない理由を説明する。
- ④ 異議申立てに対する回答内容について、さらに疑義がある場合は、再異議申立てができる。詳細は「学生の成績等への異議申立てに関する申し合わせ」を参照すること。

手続きのイメージ(例)



4. 「統合研究セミナー」の履修方法等

「統合研究セミナー」（共通科目：必修科目：2単位）は、論文指導研究会において3回以上発表し、指導教員から博士論文作成のための十分な研究指導を受けることを、単位認定の条件とする科目である。

履修登録は、原則として修了予定年度前期に行い、成績の評価は、各指導教員が博士論文作成の取り組み等を総合して判定し、評価を行う。

5. 学位論文の提出及び最終試験等

学位論文は、指導教員の指導を受けて作成し、学長へ提出することとなっている。

学位論文の提出にあたっては、次の事項に十分留意し、提出すること。

(1) 学位論文の提出資格

学位論文を提出できるのは、論文指導研究会を経て当該学年末までに、修了に必要な授業科目10単位を修得見込みの者で、「鹿屋体育大学博士論文の提出条件に関する申合せ」の課程博士の学位論文の提出条件等を満たし、指導教員が提出を認めた者である。

(2) 学位論文の提出方法

所定の学位論文審査願に、学位論文1編（正本1部、副本3部）、学位論文概要（4部）、論文目録（4部）及び履歴書（1部）を添え、別に定める日（学年暦で定める日）までに、教務課担当係へ提出する。（なお、学位論文の提出条件を満たす学術論文の別刷り又は掲載可の証明書を添付すること。）

(3) 学位論文の審査、最終試験及び学位論文発表会

研究科委員会に設置される学位論文審査委員会（主査1名、副査2名）は、学位論文発表会（公開）において学位論文の審査及び最終試験を行う。

なお、学位論文の審査については「鹿屋体育大学博士論文審査基準」に沿って審査を行う。また、学位論文発表会の日程は別に定める。

(4) 学位論文提出に係る倫理審査等の確認

学位論文作成に際し、倫理審査小委員会又は動物実験小委員会による審査を受けた場合には、修了予定年度の11月末までに各審査結果の写しを教務課担当係へ提出すること。

詳細については、別途教務課担当係から通知する。

6. 課程の修了

本学大学院体育学研究科博士後期課程体育学専攻を修了するための要件は、標準修業年限以上在学し、所定の単位を10単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受け学位論文の審査及び最終試験に合格することである。

なお、課程修了の可否については、前述の学位論文審査委員会の報告に基づき、研究科委員会が審議決定し、学長が認定することとなっている。

また、優秀な業績をあげた者は、早期修了が可能である。早期修了を希望する者は、履修登録をする前に、必ず指導教員及び担当係に相談及び申し出ること。

※「鹿屋体育大学博士論文の提出条件に関する申合せ」参照

7. 学位の授与

本学大学院体育学研究科博士後期課程体育学専攻を修了した者には、「博士（体育学）」の学位を授与する。